

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

#### 基本理念 (男女共同参画推進条例第3条)

##### 1 男女の個人としての尊厳の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

##### 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

##### 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

##### 4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

##### 5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

##### 6 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

## 2 目指すべき姿

本計画においては、基本理念や現行計画の本市の現状等から導き出された課題を基に、計画期間の5年後を見据えた男女共同参画社会を表現し、市民・事業者・行政が一体となってその実現に向けてそれぞれが責務を果たし、総合的かつ一体的に取り組むため、本市の「目指すべき姿」を設定しました。

### 多様な価値観が尊重され、

### 人と人とのつながりを大切にし、誰もが活躍できる社会

人生100年時代を迎え、一人ひとりの人生が多様化する中、あらゆる人が互いの価値観を尊重し合い、人と人とのつながりを大切にしながら、性別に関わらず誰もがさまざまな分野で活躍できる社会を目指すもの

## 3 基本目標

「宇都宮市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の実現に向けて、次の3つを「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の基本目標として定めます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

あらゆる世代や活動の場において、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指します。

### 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

誰もが、自らの希望に沿って、仕事や家庭生活、地域活動などさまざまな分野に参画し、個々の能力を発揮しながら活躍する社会を目指します。

### 基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

すべての人が個人としての人権を尊重し、互いの身体的性差を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指します。

## 4 目標値の考え方

計画の達成度や主な事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、成果指標を設定します。

## 成果指標

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

| 成果指標  | 過去値<br>(平成28年度)   | 現在値<br>(令和3年度) | 目標値<br>(令和9年度) |
|---|-------------------|----------------|----------------|
| 1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合<br>(賛成又はどちらかと言えば賛成の割合) | 27.9%<br>(平成30年度) | 21.8%          | 12%            |
| 2 社会全体における男女の地位が平等であると感じている市民の割合                        | 12.7%             | 13.1%          | 25%            |

## 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

| 成果指標  | 過去値<br>(平成28年度)  | 現在値<br>(令和3年度)  | 目標値<br>(令和9年度) |
|---|------------------|-----------------|----------------|
| 3 女性の就業率(25～44歳まで)                          | 60.8%<br>(平成27年) | 61.4%<br>(令和2年) | 67%            |
| 4 民間企業の管理職に占める女性の割合<br>(課長相当職)              | —                | 10.0%           | 20%            |
| 5 男性の育児休業取得率                                | —                | 参考値<br>(24.9%)  | 38%            |
| 6 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、効果が出ていると感じている事業所の割合 | 11.6%            | 23.1%           | 46%            |
| 7 社会活動に参加する市民の割合※1                          | —                | 36.6%           | 46%            |
| 8 審議会等委員に占める女性の割合                           | 24.6%            | 26.5%           | 40%            |

※1 PTA, 生涯学習, スポーツ, NPO, ボランティア活動など

## 基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

| 成果指標                                  | 過去値<br>(平成28年度) | 現在値<br>(令和3年度) | 目標値<br>(令和9年度) |
|---------------------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 9 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合         | 18.3%           | 2.2%           | 0%に近づける        |
| 10 女性に対する暴力や様々な悩みなどの相談窓口を知っている市民の割合※2 | 〔参考値〕<br>47.8%  | 〔参考値〕<br>48.4% | 78%            |
| 11 この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合      | 34.7%           | 32.7%          | 45%            |
| 12 つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数       | —               | 56団体           | 90団体           |
| 13 LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合             | 41.0%           | 66.5%          | 90%            |

※2 市女性相談所・配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

## 5 重点施策の考え方

本市を取り巻く社会環境、本市の現状、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の評価を踏まえて抽出された課題に対し、3つの基本目標の達成に向け、効果的な施策を「重点施策」として定め、取り組めます。

「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透」の重点施策

- ・ 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消

「基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進」の重点施策

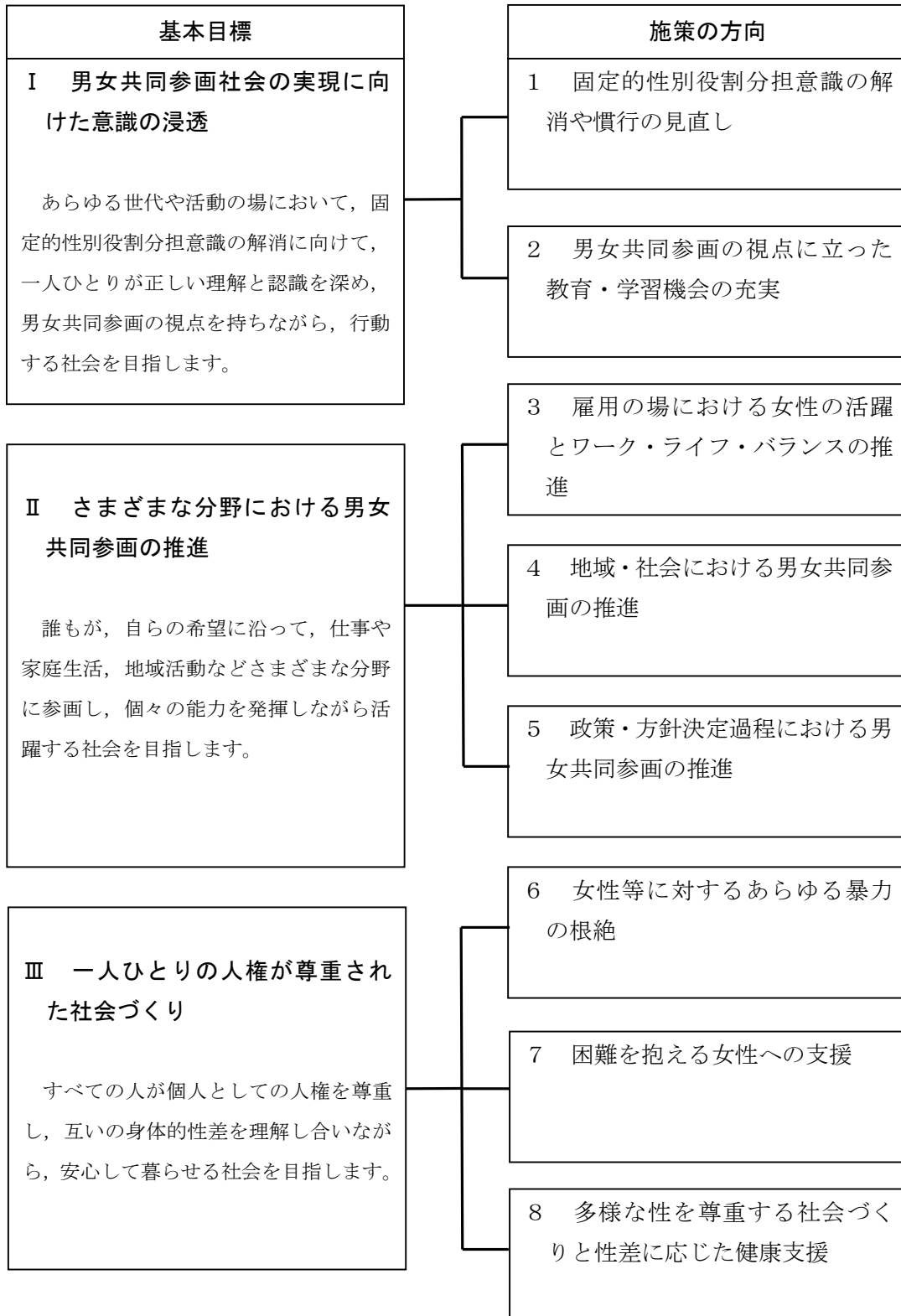
- ・ 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援
- ・ 男性の家庭参画の促進
- ・ 地域における男女共同参画の推進
- ・ 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

「基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」の重点施策

- ・ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実
- ・ 不安や困難を抱える女性への支援
- ・ 多様な性についての理解促進

# 第5章 施策の展開

## 1 計画の体系



| 施策<br>番号 | 重点<br>施策 | ★女性活躍<br>推進法対応<br>☆DV防止<br>法対応 | 施 策                                  |
|----------|----------|--------------------------------|--------------------------------------|
| ①        |          |                                | 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消                 |
| ②        | ●        | ★                              | 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消               |
| ③        |          |                                | 若年層における男女共同参画の教育の推進                  |
| ④        |          |                                | 男女共同参画の学習機会の充実                       |
| ⑤        |          |                                | 男女共同参画についての広報・啓発活動                   |
| ⑥        | ●        | ★                              | 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援                   |
| ⑦        |          | ★                              | 仕事と子育てや介護等との両立支援                     |
| ⑧        |          | ★                              | 働きやすい職場環境整備に向けた支援                    |
| ⑨        | ●        | ★                              | 男性の家庭参画の促進                           |
| ⑩        |          | ★                              | 女性のチャレンジへの支援                         |
| ⑪        | ●        |                                | 地域における男女共同参画の推進                      |
| ⑫        | ●        | ★                              | 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進               |
| ⑬        |          | ★                              | 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進 |
| ⑭        | ●        | ☆                              | 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実         |
| ⑮        |          |                                | 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止                |
| ⑯        | ●        |                                | 不安や困難を抱える女性への支援                      |
| ⑰        | ●        |                                | 多様な性についての理解促進                        |
| ⑱        |          |                                | 性についての教育・学習機会の充実                     |
| ⑲        |          |                                | 性差に応じた生涯にわたる健康支援                     |

## 2 計画の施策と事業

| 基本目標                    | 施策の方向                          | 施策   |                   | 事業                      |     |              |                                   |
|-------------------------|--------------------------------|------|-------------------|-------------------------|-----|--------------|-----------------------------------|
|                         |                                | 重点施策 | DV防止法★<br>女性活躍進法★ | 施策の名称                   | 方向性 | No.          | 事業の名称                             |
| I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透  | 1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し        |      |                   | ①世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消   | 拡充  | 1            | 男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施           |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 2            | 生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施     |
|                         |                                | ● ★  | ★                 | ②活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消 | 新規  | 3            | 企業における男女共同参画に向けた理解促進              |
|                         |                                |      |                   |                         | 新規  | 4            | 地域活動における女性参画に向けた意識醸成              |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 5            | 親学出前講座の充実                         |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 6            | 男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施            |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 7            | 本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施          |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 8            | 課長級マネジメント(基礎・実践編)研修の実施            |
|                         | 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実      |      |                   | ③若年層における男女共同参画の教育の推進    | 継続  | 9            | 小・中・高・大学生等への出前講座の実施               |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 10           | 小・中学生への男女共同参画の啓発                  |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 11           | 小・中学校における人権教育の推進                  |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 12           | 小・中学生へのキャリア教育の実施                  |
|                         |                                |      |                   | ④男女共同参画の学習機会の充実         | 拡充  | 13           | 女子へのキャリア教育支援                      |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 14           | 男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施(再掲)       |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 15           | 生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲) |
|                         |                                |      |                   | ⑤男女共同参画についての広報・啓発活動     | 継続  | 16           | ママパパ学級の実施                         |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 17           | 市民企画講座の実施                         |
|                         |                                |      |                   |                         | 拡充  | 18           | 市民への広報・啓発の実施                      |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 19           | 本市職員への啓発の実施                       |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 20           | 男女共同参画表現ガイドラインの周知                 |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 21           | 男女共同参画情報誌「ばーとなーしゅぶ」の発行            |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 22           | 親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行            |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 23           | 女性のキャリアアップ講座等の実施                  |
| II さまざまな分野における男女共同参画の推進 | 3 雇用の場における女性の活躍とワークライフ・バランスの推進 | ● ★  | ★                 | ⑥女性の活躍に向けた人材育成・就労支援     | 拡充  | 24           | 中小企業における女性活躍促進事業                  |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 25           | 中小企業における一般事業主行動計画策定支援             |
|                         |                                |      |                   |                         | 新規  | 26           | 女性のデジタルスキル習得・就労支援事業               |
|                         |                                |      |                   |                         | 新規  | 27           | 移住定住の促進                           |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 28           | 一時預かり事業                           |
|                         |                                |      |                   |                         | 継続  | 29           | 教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保         |
|                         | ★                              | ★    | ⑦仕事と子育てや介護等との両立支援 | 継続                      | 30  | 延長保育事業       |                                   |
|                         |                                |      |                   | 継続                      | 31  | 病児保育事業       |                                   |
|                         |                                |      |                   | 継続                      | 32  | 発達支援児保育の推進   |                                   |
|                         |                                |      |                   | 新規                      | 33  | 送迎保育ステーション事業 |                                   |
|                         |                                |      |                   | 新規                      | 34  | 宮っこ子育てアプリ    |                                   |

第5章 施策の展開

|                            |  |                                      |                         |                                   |                                   |                            |                         |
|----------------------------|--|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------|
| II<br>さまざまな分野における男女共同参画の推進 | 3<br>雇用の場における女性の活躍とワークライフ・バランスの推進          |                                      |                         | 継続                                | 35                                | ファミリーサポートセンター事業            |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 36                                | 宮つ子ステーション事業                |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 37                                | 仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発等の実施   |                         |
|                            |  |                                      |                         | 新規                                | 38                                | 仕事と子育て家庭のインターンシップ事業        |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 39                                | 結婚活動支援事業                   |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 40                                | 介護保険事業                     |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 41                                | 家族介護教室の実施                  |                         |
|                            |  |                                      | ★<br>⑧働きやすい職場環境整備に向けた支援 |                                   | 継続                                | 42                         | 男女共同参画推進事業者表彰(きりり大賞)の実施 |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 43                                | 事業所における従業員の健康づくりの促進        |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 44                                | 勤労者向けのワーク・ライフ・バランスの意識啓発の実施 |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 45                                | ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布    |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 46                                | 労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知         |                         |
|                            |  |                                      |                         | 継続                                | 47                                | 「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証      |                         |
|                            |  | 拡充                                   |                         | 48                                | 中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援(再掲) |                            |                         |
|                            |  | 継続                                   |                         | 49                                | 多様で柔軟な働き方の推進                      |                            |                         |
|                            |  | 継続                                   |                         | 50                                | 労働相談の実施                           |                            |                         |
|                            |  | 継続                                   |                         | 51                                | ICT利活用の促進                         |                            |                         |
|                            |  | ● ★<br>⑨男性の家庭参画の促進                   |                         | 継続                                | 52                                | オフィス企業立地支援補助金              |                         |
|                            |  |                                      | 継続                      | 53                                | 男性の家庭参画促進                         |                            |                         |
|                            |  |                                      |                         | 新規                                | 54                                | 企業における男性の育児休業取得促進事業        |                         |
|                            |  | ★<br>⑩女性のチャレンジへの支援                   |                         | 継続                                | 55                                | ママパパ学級の実施(再掲)              |                         |
|                            |  |                                      | 継続                      | 56                                | 起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供              |                            |                         |
|                            |  |                                      | 継続                      | 57                                | 就職マッチング事業                         |                            |                         |
|                            |  |                                      | 継続                      | 58                                | 自立支援給付金事業                         |                            |                         |
|                            |  |                                      | 拡充                      | 59                                | 学び直しの支援                           |                            |                         |
|                            |  |                                      | 新規                      | 60                                | 移住定住の促進(再掲)                       |                            |                         |
|                            |  |                                      | ●<br>⑪地域における男女共同参画の推進   |                                   | 継続                                | 61                         | 市民企画講座の実施(再掲)           |
|                            | 継続   |                                      |                         | 62                                | 地域における女性リーダー育成                    |                            |                         |
|                            | 継続   |                                      |                         | 63                                | 防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進           |                            |                         |
|                            | 継続   |                                      |                         | 64                                | まちづくり活動応援事業                       |                            |                         |
|                            | 継続   | 65                                   |                         | 親学出前講座の充実(再掲)                     |                                   |                            |                         |
|                            | 拡充   | 66                                   |                         | 生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲) |                                   |                            |                         |
|                            | 拡充   | 67                                   |                         | 栃木県男女共同参画地域推進員との協働                |                                   |                            |                         |
|                            | 新規   | 68                                   |                         | 女性や女性団体の活躍に向けた支援                  |                                   |                            |                         |
|                            | 継続   | 69                                   |                         | 家族経営協定締結促進事業                      |                                   |                            |                         |
|                            | ● ★<br>⑫市の政策・方針決定過程における女性の登用促進             |                                      | 拡充                      | 70                                | 審議会・委員会等への女性登用促進                  |                            |                         |
|                            |  | 新規                                   | 71                      | 女性人材バンクの設置・活用                     |                                   |                            |                         |
|                            |  | 継続                                   | 72                      | 本市職員へのキャリア・アップ研修の実施               |                                   |                            |                         |
|                            | ★<br>⑬自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進 |                                      | 継続                      | 73                                | 管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発             |                            |                         |
|                            |  | ● ☆<br>⑭配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実 | 継続                      | 74                                | DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実               |                            |                         |
|                            | 拡充   |                                      | 75                      | 若年層からの意識啓発の充実                     |                                   |                            |                         |
|                            | 拡充   |                                      | 76                      | 相談窓口の周知の強化                        |                                   |                            |                         |
|                            | 5<br>政策・方針決定過程における男女共同参画の推進                | ● ★                                  |                         |                                   |                                   |                            |                         |
|                            | 6<br>女性等に対する暴力の根絶                          | ● ☆                                  |                         |                                   |                                   |                            |                         |
|                            |  |                                      |                         |                                   |                                   |                            |                         |
|                            |  |                                      |                         |                                   |                                   |                            |                         |



第5章 施策の展開

|                       |                             |                   |                                 |             |                            |                                 |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------|---------------------------------|-------------|----------------------------|---------------------------------|
| Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり | 6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶          |                   |                                 | 継続          | 77                         | 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実           |
|                       |                             |                   |                                 | 継続          | 78                         | 一時保護における関係機関との連携                |
|                       |                             |                   |                                 | 継続          | 79                         | 保護命令制度の利用                       |
|                       |                             |                   |                                 | 継続          | 80                         | 被害者の自立に向けた各種生活支援の充実             |
|                       |                             |                   |                                 | 拡充          | 81                         | 被害者の心のケアの充実                     |
|                       |                             |                   |                                 | 拡充          | 82                         | 被害者の子どもへの支援の充実                  |
|                       |                             |                   |                                 | 拡充          | 83                         | 民間支援団体との連携による自立支援事業の充実          |
|                       |                             |                   |                                 | 新規          | 84                         | 宮っこの居場所づくり事業                    |
|                       |                             |                   |                                 | 拡充          | 85                         | 関係部署・関係機関等との連携強化                |
|                       |                             |                   |                                 | 継続          | 86                         | セクハラ等被害防止啓発の実施                  |
|                       | 継続                          | 87                | 性暴力・性的被害等の未然防止                  |             |                            |                                 |
|                       | 継続                          | 88                | ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発 |             |                            |                                 |
|                       | 継続                          | 89                | 青少年の性的被害未然防止の啓発                 |             |                            |                                 |
|                       | 継続                          | 90                | SNSを通じた被害等の未然防止                 |             |                            |                                 |
|                       | 7 困難を抱える女性への支援              | ●                 | ⑩不安や困難を抱える女性への支援                | 新規          | 91                         | つながりサポート女性支援事業等による困難を抱える女性支援の強化 |
|                       |                             |                   |                                 | 新規          | 92                         | 地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業        |
|                       |                             |                   |                                 | 新規          | 93                         | 宮っこの居場所づくり事業(再掲)                |
|                       | 8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援 | ●                 | ⑪多様な性についての理解促進                  | 継続          | 94                         | LGBTQに関する理解促進                   |
| 拡充                    |                             |                   |                                 | 95          | 「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応     |                                 |
| 新規                    |                             |                   |                                 | 96          | 企業における多様な性の理解促進事業          |                                 |
| 新規                    |                             |                   |                                 | 97          | とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用         |                                 |
|                       |                             | ⑫性についての教育・学習機会の充実 | 継続                              | 98          | 性教育サポート事業                  |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 99          | エイズ予防啓発普及活動の実施             |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 100         | 性といのちの健康教育の実施              |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 101         | 男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施(再掲) |                                 |
|                       |                             | ⑬性差に応じた生涯にわたる健康支援 | 拡充                              | 102         | 性差に応じた健康についての理解促進          |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 103         | がん検診の実施                    |                                 |
|                       | 継続                          |                   | 104                             | 女性の健康力アップ事業 |                            |                                 |
|                       | 継続                          |                   | 105                             | 妊産婦健康診査の実施  |                            |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 106         | 不妊に悩む人への支援                 |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 107         | こころの健康づくり対策                |                                 |
|                       |                             |                   | 継続                              | 108         | 産後ケア事業等の実施                 |                                 |

### 3 施策の具体的な展開

#### 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

**施策の方向 1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し**

市民意識調査によると、固定的性別役割分担意識は、徐々に解消されてきてはいますが、依然として男性シニア層に根強く残っている状況です。また、慣習や地域社会、家庭、職場など活動の場における男女の地位の平等感については、全国と比較すると低い状況になっています。

このため、働き方や暮らし方の根底にある固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、慣行の見直しに向けて、世代や活動の場に応じたきめ細やかな啓発等の取組を推進します。

#### 施策 1 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消

| 事業番号 | 事業   | 担当課              |
|------|--|------------------|
| 1    | 男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施<br>固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男性シニア層など世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。   | 男女共同参画課          |
| 2    | 生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施<br>各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。 | 男女共同参画課<br>生涯学習課 |

#### 施策 2 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業   | 担当課     |
|------|--|---------|
| 3    | <b>新規</b> 企業における男女共同参画に向けた理解促進<br>企業において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消が図られるよう、男性の育児休業取得促進や、女性活躍の推進など、あらゆる視点から男女共同参画意識の醸成に向けセミナー等を実施する。 | 男女共同参画課 |

|   |   |                               |
|---|---|-------------------------------|
| 4 | <p><b>新規</b> 地域活動における女性参画に向けた意識醸成</p> <p>地域において「男女共同参画・女性活躍」の意識醸成のため、シンポジウムや女性活躍の事例集の作成、事例発表の場などを活用した啓発を実施する。</p>                               | <p>男女共同参画課<br/>みんなでまちづくり課</p> |
| 5 | <p><b>親学出前講座の充実</b></p> <p>保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。</p>              | <p>生涯学習課</p>                  |
| 6 | <p><b>男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施</b></p> <p>子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、ジェンダー平等の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象とした研修会を実施する。</p>                          | <p>男女共同参画課<br/>保育課</p>        |
| 7 | <p><b>本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施</b></p> <p>本市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。</p>              | <p>人事課<br/>男女共同参画課</p>        |
| 8 | <p><b>課長級マネジメント（基礎・実践編）研修の実施</b></p> <p>本市職員における管理監督者のマネジメント力の強化のため、性別等に対する無意識の固定観念・思い込み等の解消や組織全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく風土づくりの視点を取り入れた研修を実施する。</p> | <p>人事課</p>                    |

**施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実**

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会における対等な構成員であることを理解した上で、一人ひとりが希望する生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら、自立して生きていけるよう、子どもの頃から学習することや有意義な情報を得ることが重要です。

このため、男女共同参画に関する教育や人権教育、将来の職業選択につながるキャリア教育など、幼少期から学ぶ機会の提供や、市民へのさまざまな媒体を活用した情報発信を通して、男女共同参画意識を醸成する取組を推進します。

**施策3 若年層における男女共同参画の教育の推進**

| 事業番号 | 事業  | 担当課     |
|------|---|---------|
| 9    | <p><b>小・中・高・大学生等への出前講座の実施</b></p> <p>一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるようにするためには、基本的な人間性や社会性を身につける時期からの継続的な教育が重要であることから、若年層における男女共同参画について学ぶ機会として、教育委員会等と連携し、啓発を実施する。</p> | 男女共同参画課 |
| 10   | <p><b>小・中学生への男女共同参画の啓発</b></p> <p>基本的な社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、小学生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」の改訂や中学生向けデートDV防止啓発リーフレット、デジタル教材を活用した啓発を実施する。</p>             | 男女共同参画課 |
| 11   | <p><b>小・中学校における人権教育の推進</b></p> <p>全ての人々の人権が尊重され、相互に共存することができる社会の実現に向け、社会づくりに主体的に参画できる児童生徒を育成するため、人権教育研修会を実施するなどして本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図る。</p>             | 学校教育課   |
| 12   | <p><b>小・中学生へのキャリア教育の実施</b></p> <p>児童生徒の職業観や勤労観を育み、将来への夢や目標をもてるようにするため、小学校高学年における職業人を招いた体験学習、中学2年生を対象とした社会体験学習など、児童生徒が体験を通じた学びを実感できる活動を実施する。</p>               | 学校教育課   |

|    |   |         |
|----|---|---------|
| 13 | <p><b>女子へのキャリア教育支援</b></p> <p>幼少期や小中高生など、幅広い年代の女子に対し、理工系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するため、啓発を実施する。</p> | 男女共同参画課 |
|----|---|---------|

施策4 男女共同参画の学習機会の充実

| 事業番号 | 事業   | 担当課              |
|------|--|------------------|
| 14   | <p><b>男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施（再掲）</b></p> <p>固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男性シニア層など世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。</p>   | 男女共同参画課          |
| 15   | <p><b>生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施（再掲）</b></p> <p>各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。</p> | 男女共同参画課<br>生涯学習課 |
| 16   | <p><b>ママパパ学級の実施</b></p> <p>安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てができるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。</p>                                   | 子ども家庭課           |
| 17   | <p><b>市民企画講座の実施</b></p> <p>男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。</p>  | 男女共同参画課          |

施策5 男女共同参画についての広報・啓発活動

| 事業番号 | 事業   | 担当課     |
|------|--|---------|
| 18   | <p><b>市民への広報・啓発の実施</b></p> <p>男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、男女共同参画に関する情報や本市の事業、市民団体の活動などについて、広報紙や情報誌、SNS等を活用して、広く市民に周知する。</p> | 男女共同参画課 |

|           |   |                |
|-----------|---|----------------|
| <p>19</p> | <p><b>本市職員への啓発の実施</b><br/>市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、ワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを活用し、「男女共同参画ニュース」などによる情報発信を行う。</p>   | <p>男女共同参画課</p> |
| <p>20</p> | <p><b>男女共同参画表現ガイドラインの周知</b><br/>刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内LANで市職員にも周知・徹底する。</p>                  | <p>男女共同参画課</p> |
| <p>21</p> | <p><b>男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」の発行</b><br/>男女共同参画への理解や意識の高揚を図るため、女性の活躍推進や働き方改革、結婚・育児などをテーマに、男女共同参画施策の取組や活動等に関する情報を提供する。</p>   | <p>男女共同参画課</p> |
| <p>22</p> | <p><b>親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行</b><br/>子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。</p> | <p>生涯学習課</p>   |

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

本市女性の就業率は徐々に増加していますが、全国と比較すると依然として低い状況です。また、中途退職する理由として、「仕事と家事・育児・介護との両立が困難」という理由を挙げる人も多く、再就職においても、非正規である割合が高いなど、キャリアの継続やキャリアアップが難しい状況に置かれています。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、女性の経済的自立に向けた人材育成や就労支援、保育・介護サービスなど両立支援の充実を図るとともに、能力を発揮し活躍できる職場環境の整備促進のほか、男性の家庭参画も含めたワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

施策6 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業  | 担当課          |
|------|---|--------------|
| 23   | <b>女性のキャリアアップ講座等の実施</b><br>女性が雇用の場などにおいて、自分の個性やスキルを十分に発揮できるよう、女性自身のキャリアデザインを支援するための講座等を実施する。                                | 男女共同参画課      |
| 24   | <b>中小企業における女性活躍促進事業</b><br>中小企業において、女性がいきいきと働くことができる労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けの啓発講座やリーフレットの作成・配布を行う。                      | 男女共同参画課      |
| 25   | <b>中小企業における一般事業主行動計画策定支援</b><br>中小企業における女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。     | 男女共同参画課      |
| 26   | <b>新規</b> <b>女性のデジタルスキル習得・就労支援事業</b><br>育児や介護等の理由で時間や場所に制約のある女性が在宅でのテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得と就労を支援することで経済的な自立につなげる。 | 男女共同参画課      |
| 27   | <b>新規</b> <b>移住定住の促進</b><br>本市に在住しながら東京圏で就労するなど、多様な働き方の実現に向けた取組を実施し、本市の居住地としての優位性を高めることで、移住や定住の促進を図る。                       | 人口対策・移住定住推進室 |

施策7 仕事と子育てや介護等との両立支援 **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業   | 担当課    |
|------|--|--------|
| 28   | <b>一時預かり事業</b><br>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。  | 保育課    |
| 29   | <b>教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保</b><br>教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。                 | 保育課    |
| 30   | <b>延長保育事業</b><br>保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。  | 保育課    |
| 31   | <b>病児保育事業</b><br>病気により集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。   | 保育課    |
| 32   | <b>発達支援児保育の推進</b><br>保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいや有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。   | 保育課    |
| 33   | <b>新規</b> 送迎保育ステーション事業<br>保育所等の登園前の朝の時間と降園後の夕方時間、子どもを一時的に送迎保育ステーションで預かるとともに、保育士が添乗する専用の送迎バスにより、送迎保育ステーションから、在籍する保育所等に送迎することで、保護者の送迎負担の軽減を図る。 | 保育課    |
| 34   | <b>新規</b> 宮っこ子育てアプリ<br>子育て世帯が、日頃から気軽に子育てに関する正しい情報を取得でき、母親だけではなく、父親など子育てに関わる人たちが育児に積極的に協力し合える環境を作るため、スマートフォンで気軽に利用できる宮っこ子育てアプリを配信する。          | 子ども未来課 |



|    |   |              |
|----|---|--------------|
| 35 | <p><b>ファミリーサポートセンター事業</b></p> <p>仕事やその他の活動と育児の両立を支援して児童福祉の向上を図るため、協力会員（育児の援助を行うことを希望する者）と依頼会員（育児の援助を受けることを希望する者）が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。</p>                                | 子ども未来課       |
| 36 | <p><b>宮っ子ステーション事業</b></p> <p>放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。</p>                                  | 生涯学習課        |
| 37 | <p><b>仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発等の実施</b></p> <p>仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに周知啓発等を実施する。</p>   | 男女共同参画課      |
| 38 | <p><b>新規 仕事と子育て家庭のインターンシップ事業</b></p> <p>大学生等を対象に、仕事と子育てを両立しながら、結婚・出産後も就業を継続する意識を醸成するため、また、本市で就業することの魅力を知ってもらい、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げるため、「キャリア形成講座」や「オンラインを活用したインターンシップ」等を実施する。</p> | 男女共同参画課      |
| 39 | <p><b>結婚活動支援事業</b></p> <p>結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動に有効なセミナーの開催や出会いの機会を創出する交流事業を行う。</p>  | 人口対策・移住定住推進室 |
| 40 | <p><b>介護保険事業</b></p> <p>介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。</p>            | 高齢福祉課        |
| 41 | <p><b>家族介護教室の実施</b></p> <p>要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。</p>  | 高齢福祉課        |

施策8 働きやすい職場環境整備に向けた支援 **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業   | 担当課     |
|------|--|---------|
| 42   | <p><b>男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施</b></p> <p>男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、その取組を広く周知する。</p>            | 男女共同参画課 |
| 43   | <p><b>事業所における従業員の健康づくりの促進</b></p> <p>事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。</p>       | 健康増進課   |
| 44   | <p><b>勤労者向けのワーク・ライフ・バランスの意識啓発の実施</b></p> <p>勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした意識啓発を実施する。</p>                                   | 男女共同参画課 |
| 45   | <p><b>ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配信</b></p> <p>企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、実践に向けた方策や好事例の紹介、取組を支援する制度など、有効な情報をまとめたガイドブックを市HPやメールマガジン等において周知する。</p>   | 男女共同参画課 |
| 46   | <p><b>労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知</b></p> <p>雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関して掲載したウェブサイトを作成し周知啓発を行う。</p>                             | 商工振興課   |
| 47   | <p><b>「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証</b></p> <p>企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR（企業の社会的責任）活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」（認証内容の一つにワーク・ライフ・バランスを設定）を認証する。</p>     | 商工振興課   |
| 48   | <p><b>中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援（再掲）</b></p> <p>中小企業における女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。</p> | 男女共同参画課 |

|    |   |                  |
|----|---|------------------|
| 49 | <p><b>多様で柔軟な働き方の推進</b></p> <p>勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。</p>                                 | 男女共同参画課<br>商工振興課 |
| 50 | <p><b>労働相談の実施</b></p> <p>個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。</p>  | 商工振興課            |
| 51 | <p><b>ICT利活用の促進</b></p> <p>市内中小企業・小規模事業者などを対象に、ICT導入のメリット等を紹介するセミナーを開催するほか、ICT（ソフトウェア、サービス等）を導入する場合に、その導入にかかる経費の一部を助成するなどICTの活用を促進する。</p>     | 産業政策課            |
| 52 | <p><b>オフィス企業立地支援補助金</b></p> <p>女性や若者の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け、本市に事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、賃借料家賃や改修費、地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り、オフィス系企業の誘致を進める。</p> | 産業政策課            |

施策9 男性の家庭参画の促進 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業  | 担当課     |
|------|---|---------|
| 53   | <p><b>男性の家庭参画促進</b></p> <p>男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報、リーフレットを活用し啓発を行う。</p>                             | 男女共同参画課 |
| 54   | <p><b>新規</b> <b>企業における男性の育児休業取得促進事業</b></p> <p>男性の育児休業取得を促進するため、企業経営者及び男性従業員向けの啓発講座やリーフレットの作成・配布を行い、意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進する。</p> | 男女共同参画課 |
| 55   | <p><b>ママパパ学級の実施（再掲）</b></p> <p>安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。</p>       | 子ども家庭課  |

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が重要ですが、市政世論調査によると、自治会や防災活動は男性中心となっているなど、性別により活動する分野に偏りがあることから、男女ともに様々な活動への参加を促進し、地域社会における男女共同参画を推進する必要があります。

また、育児や介護など様々な理由により、働く意欲を持ちながらも就業していない女性に対する支援が必要です。

このため、女性のライフスタイルに合った働き方が選択でき、様々な分野で活躍できるよう、学び直し、起業、再就職への支援や、地域活動等における女性の参画を促す啓発に加え、女性や女性団体の活動への支援に取り組みます。

施策10 女性のチャレンジへの支援 **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業  | 担当課              |
|------|---|------------------|
| 56   | <b>起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供</b><br>女性のキャリア形成支援のため、個人それぞれにあった方法で、女性の起業や再就業を支援するとともに、宇都宮ベンチャーズにおける創業相談支援やインキュベーションオフィス・シェアオフィスの入居等の情報提供を行う。 | 男女共同参画課<br>産業政策課 |
| 57   | <b>就職マッチング事業</b><br>市内在住または市内への再就職を希望する求職者の早期就職を促進するため、「求人企業合同説明会」を実施する。  | 商工振興課            |
| 58   | <b>自立支援給付金事業</b><br>ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。                                      | 子ども家庭課           |
| 59   | <b>学び直しの支援</b><br>スキルアップや再就職等に必要となる社会性を高めるため、必要とする専門知識・技術を学べる機会、職業訓練等へつなぐ取組を実施する。   | 生涯学習課            |
| 60   | <b>新規</b> 移住定住の促進（再掲）<br>本市に在住しながら東京圏で就労するなど、多様な働き方の実現に向けた取組を実施し、本市の居住地としての優位性を高めることで、移住や定住の促進を図る。                                    | 人口対策・移住定住推進室     |

施策11 地域における男女共同参画の推進 **重点施策**

| 事業番号 | 事業  | 担当課              |
|------|---|------------------|
| 61   | <b>市民企画講座の実施（再掲）</b><br>男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。  | 男女共同参画課          |
| 62   | <b>地域における女性リーダー育成</b><br>男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するため、講座や交流会等を実施する。  | 男女共同参画課          |
| 63   | <b>防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進</b><br>「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発等を実施し、その視点の重要性について啓発する。   | 危機管理課<br>男女共同参画課 |
| 64   | <b>まちづくり活動応援事業</b><br>まちづくり活動への女性参加者の増加や活発化を図るため、まちづくり活動応援事業により、活動参加の「きっかけづくり」や「励み」を創出する。   | みんなでまちづくり課       |
| 65   | <b>親学出前講座の充実（再掲）</b><br>保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。                         | 生涯学習課            |
| 66   | <b>生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施（再掲）</b><br>各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。 | 男女共同参画課<br>生涯学習課 |
| 67   | <b>栃木県男女共同参画地域推進員との協働</b><br>地域、家庭、職場等における男女共同参画を推進するため、自主的に男女共同参画の普及啓発活動を行う、栃木県男女共同参画地域推進員と協働し、講座の運営や啓発活動などを実施する。                                  | 男女共同参画課          |

|           |   |                               |
|-----------|---|-------------------------------|
| <p>68</p> | <p><b>新規</b> 女性や女性団体の活躍に向けた支援<br/>女性や女性団体の活躍を促進するため、まちづくりに関する補助金を活用した取組事例を蓄積し、全市域への普及拡大を図る。</p>                   | <p>みんなでまちづくり課<br/>男女共同参画課</p> |
| <p>69</p> | <p><b>家族経営協定締結促進事業</b><br/>農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。</p> | <p>農業委員会<br/>事務局</p>          |

施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

誰にとっても生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が対等な構成員として意思決定の場に参画することが重要ですが、本市の審議会等における女性登用状況は国や県と比較して低く、さらなる女性登用に向けた取組が必要です。また、自営の商工業や農業・林業従事者、地域活動などにおいても役員等への女性の登用促進が求められています。

このため、本市の審議会等における女性登用が促進されるよう、「女性人材バンク」を設置し、多様な女性人材を紹介するなど、庁内各課への働きかけを強化します。また、企業や地域に対して、女性が参画することや女性役員登用の意義などについて分かりやすく周知・啓発を行います。

施策12 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進 **重点施策** **女性活躍推進法対応**

| 事業番号 | 事業   | 担当課              |
|------|--|------------------|
| 70   | <b>審議会・委員会等への女性登用促進</b><br>審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、庁内各課に対し女性委員登用促進の働きかけを強化するほか、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。 | 行政総務課<br>男女共同参画課 |
| 71   | <b>新規</b> 女性人材バンクの設置・活用<br>審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、「女性人材バンク」を設置し、各種審議会等における女性委員の登用を促進する。                            | 男女共同参画課          |
| 72   | <b>本市職員へのキャリア・アップ研修の実施</b><br>主任昇任者を対象とし、キャリア意識の醸成のほか、職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、今後を見据え、管理監督職に求められるスキルの早期習得を図るため、キャリア・アップ研修を実施する。       | 人事課              |

施策13 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

**女性活躍推進法対応**

| 事業<br>番号 | 事業   | 担当課     |
|----------|--|---------|
| 73       | <p>管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発</p> <p>管理職や役員等，意思決定の場における女性の参画を促進するため，男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料（パンフレット等）を作成・配布し，企業や地域に周知・啓発する。</p> | 男女共同参画課 |



基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

本市においては、DV被害を受けたことのある女性の割合は減少していますが、依然として被害を受けている女性がいたり、その被害が5年以上の長期間にわたることが多いことなどから、相談窓口の更なる周知に取り組む必要があります。また、DV被害者の多くが、精神面での不調などを抱え、心身の健康回復や就労など自立に向けた支援が必要であることに加え、DV被害者の子どもの多くが身体的虐待や心理的虐待を受けていることから、子どもへの支援の充実が必要です。

このため、DVの未然防止に向けた若年層からの意識啓発や、DV被害者一人ひとりの状況に応じた相談支援などに関係機関・団体等と連携を強化して取り組みます。

また、女性に対する性犯罪・性暴力については、問題認識や被害者に対する相談支援についての周知啓発が重要であることから、若者やその保護者の認識を高め、被害者や加害者にならないための啓発に取り組めます。

施策14 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実

**重点施策** **DV防止法対応**

| 事業<br>番号 | 事業  | 担当課     |
|----------|---|---------|
| 74       | <p><b>DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実</b></p> <p>DVについて、社会全体の理解を深め、DVを許さない社会をつくるため、幅広い世代を対象にした講座やリーフレットの配布、広報紙やうつのみやDV根絶強化月間（11月）等による啓発など、さまざまな機会や手段を通じて、DV防止啓発事業に取り組む。</p> | 男女共同参画課 |
| 75       | <p><b>若年層からの意識啓発の充実</b></p> <p>DVやデートDVを未然に防止するため、中学校・高校・大学等と連携し、生徒や保護者等を対象に、参加型デートDV防止出前講座やデジタルを活用した啓発などを実施するとともに、デートDV防止啓発パンフレットを全中学校へ配付し、若年層からの意識啓発を行う。</p>  | 男女共同参画課 |
| 76       | <p><b>相談窓口の周知の強化</b></p> <p>被害者に相談窓口を広く周知するため、広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会手段を活用した広報活動を行うとともに、医療機関や公共施設など、被害者が日常生活で関わる機会や場所を効果的に捉えた周知を行う。</p>                  | 男女共同参画課 |

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| <p>77</p> | <p><b>配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実</b></p> <p>被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応が取れるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実する。また、相談の場においては、被害者の相談内容や状況に応じて、今後必要となる行政手続や自立支援事業の内容について教示するとともに、関係部署・関係機関等との一層の連携を図りながら相談支援を行うほか、カウンセリングや法律相談を実施する。</p>   | <p>男女共同参画課</p>  |
| <p>78</p> | <p><b>一時保護における関係機関との連携</b></p> <p>被害者とその子どもの緊急時の安全を確保するため、警察やとちぎ男女共同参画センターと連携するとともに、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護施設への同行、助言等を行い、速やかな一時保護につなげる。また、民間支援団体の運営助成を行うことで、被害者の個々の状況に応じた柔軟な一時保護につなげる。</p>   | <p>男女共同参画課</p>  |
| <p>79</p> | <p><b>保護命令制度の利用</b></p> <p>被害者とその子ども等の安全を確保するため、被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、裁判所に対して保護命令に係る書面提出を行うなど、保護命令制度の円滑な利用を図る。</p>  | <p>男女共同参画課</p>  |
| <p>80</p> | <p><b>被害者の自立に向けた各種生活支援の充実</b></p> <p>被害者とその子どもができるだけ早く自立した生活を送ることができるよう、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、各種就労支援事業などの就労につながる情報や日常生活や子育て等の情報について市配偶者暴力相談支援センターの相談員が提供する。</p> <p>就労準備の支援として、ITなどの資格・技能取得の支援や、ひとり親家庭を対象とした、母子・父子自立支援員による就労や福祉資金貸付などの相談等を行う。また、日常生活の支援として、被害者の状況に応じ、市営住宅への優先住居や母子生活支援施設への入所に対する配慮のほか、行政手続等における助言・同行支援、住民基本台帳事務における支援措置などを実施する。</p> <p>その他、民間支援団体との連携による取組の充実を図るため、民間支援団体が行っているステップハウス事業の運営費の助成等を行い、被害者の自立を支援する。</p> | <p>男女共同参画課<br/>市民課<br/>生活福祉第1・2課<br/>保険年金課<br/>子ども家庭課<br/>住宅政策課</p> |

|            |   |                                  |
|------------|---|----------------------------------|
| <p>8 1</p> | <p><b>被害者の心のケアの充実</b></p> <p>被害者の心と体の健康回復のため、民間支援団体と連携しながら、被害者に寄り添った心身の回復に向けた講座・カウンセリング等を行う。また、民間支援団体で行っている自助グループ活動等への支援を通して、被害者の心のケアを図るとともに、地域保健活動においても、相談を始めとした母子への健康支援を実施する。</p>                   | <p>男女共同参画課<br/>保健福祉総務課</p>       |
| <p>8 2</p> | <p><b>被害者の子どもへの支援の充実</b></p> <p>被害者の子どもが、心身の健康を取り戻し、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう、子どもの個々の状況を踏まえたカウンセラーによる心理ケアや、大人との信頼関係を構築し、子ども自身が心の安定を取り戻すための支援事業を実施する。また、就学における配慮をするほか、保育所の優先入所にも配慮する。</p>                  | <p>男女共同参画課<br/>保育課<br/>学校管理課</p> |
| <p>8 3</p> | <p><b>民間支援団体との連携による自立支援事業の充実</b></p> <p>一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもの自立に向け、被害者のニーズを反映した各種講座や相談会のほか、カウンセラーによる心理ケアの充実など、民間支援団体と連携した自立支援事業に取り組む。</p>  | <p>男女共同参画課</p>                   |
| <p>8 4</p> | <p><b>新規 宮っこの居場所づくり事業</b></p> <p>子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。</p>   | <p>子ども未来課</p>                    |
| <p>8 5</p> | <p><b>関係部署・関係機関等との連携強化</b></p> <p>庁内の関係部署や関係機関等で構成される各種DVに係る会議を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、連携を強化していく。面前DVは、子どもに関する重大な虐待であるとの認識のもと、より一層DV被害者及び同居児童への対応を強化していくため、配偶者暴力相談支援センターにおいて要保護児童対策地域協議会等と連携を図る。</p> | <p>男女共同参画課<br/>子ども家庭課</p>        |

施策15 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

| 事業<br>番号 | 事業   | 担当課              |
|----------|--|------------------|
| 86       | <p><b>セクハラ等被害防止啓発の実施</b></p> <p>セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止の啓発や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施する。</p>  | 男女共同参画課          |
| 87       | <p><b>性暴力・性的被害等の未然防止</b></p> <p>「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせて、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）や警察等と連携を図りながら未然防止に努める。</p>                  | 男女共同参画課          |
| 88       | <p><b>ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発</b></p> <p>ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。</p> | 男女共同参画課<br>生活安心課 |
| 89       | <p><b>青少年の性的被害未然防止の啓発</b></p> <p>若年女性のJKビジネス等「性の商品化」による被害を未然に防止するため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を実施する。</p>  | 青少年自立支援<br>センター  |
| 90       | <p><b>SNSを通じた被害等の未然防止</b></p> <p>SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害を未然に防止するため、子どもや保護者とともに、広く一般に対し、SNSの特性を学び、注意喚起を行うための出前講座を実施する。</p>   | 男女共同参画課<br>学校教育課 |

施策の方向7 困難を抱える女性への支援

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、女性を取り巻く環境が変化する中、困難を抱える女性の孤立・潜在化を防ぐためには、社会とのつながりを回復し、安心して暮らせるように支援していくことが重要です。

このため、市民に身近な地域で活動するNPO等と連携し、その知見やネットワークを活用したきめ細かな相談支援に取り組むなど、地域における支え合いによる女性への支援を強化します。

施策16 不安や困難を抱える女性への支援 **重点施策**

| 事業番号 | 事業   | 担当課                |
|------|--|--------------------|
| 91   | <p><b>新規</b> つながりサポート女性支援事業等による困難を抱える女性支援の強化</p> <p>不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等と連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図る。</p> <p>また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立を踏まえ、居場所の提供など民間団体等と協働し支援の強化を図る。</p> | 男女共同参画課            |
| 92   | <p><b>新規</b> 地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業</p> <p>個人や世帯が抱える複合化した問題に適切に対応するため、多機関が協働して支援するための包括的支援体制の構築に取り組むとともに、「つながりサポート女性支援事業」等の各団体による取組と連携を図りながら、地域における支え合いの体制の強化に取り組んでいく。</p>   | 保健福祉総務課<br>男女共同参画課 |
| 93   | <p><b>新規</b> 宮っこの居場所づくり事業（再掲）</p> <p>子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。</p>  | 子ども未来課             |

**施策の方向 8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援**

全ての人が自分らしく生きられる社会を実現するためには、市民一人ひとりが多様な性について理解を深めることが重要です。

このような中、県が導入した「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を活用し、本市行政サービスの提供を開始したところであり、社会全体での更なる理解促進に向け、市民への啓発に加え、企業を対象とした理解促進事業に取り組みます。

また、人生100年時代を迎える中で、男女が共に生涯を通じて健康を享受できるよう、互いの身体的性差を十分に理解し合うこと、特に女性は、妊娠・出産、更年期や女性特有の疾患等、ライフステージにおいて留意すべき点もあるなど、それぞれの性差に応じた健康管理に十分に配慮する必要があります。

このため、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点を踏まえ、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組みます。

**施策 17 多様な性についての理解促進** **重点施策**

| 事業番号 | 事業   | 担当課              |
|------|--|------------------|
| 94   | <b>LGBTQに関する理解促進</b><br>LGBTQなど多様な性について、市のホームページやリーフレット、人権週間のパネル展示などを活用した正しい知識の提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。   | 男女共同参画課          |
| 95   | <b>「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応</b><br>「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して過ごすことができるよう、教職員に対する理解の促進を図るとともに、すべての小・中学校で、相談体制の整備を行う。また、性の多様性に係る資料を活用するなどして、児童生徒及び保護者への啓発を行うとともに、人権教育の充実を図り、女子生徒がスカートとスラックスを選択して着用できるなど、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな指導・支援を推進する。 | 学校教育課<br>男女共同参画課 |
| 96   | <b>新規 企業における多様な性の理解促進事業</b><br>企業における「多様な性」に関する理解促進を図り、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境整備のための取組を促進するため、企業経営者等を対象とした啓発セミナーやリーフレットの作成・配布を行う。   | 男女共同参画課          |

|    |   |         |
|----|---|---------|
| 97 | <b>新規</b> とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用<br>性的マイノリティの方々が自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入されたことから、県の制度を活用し、本市行政サービスを提供する。 | 男女共同参画課 |
|----|---|---------|

施策18 性についての教育・学習機会の充実

| 事業番号 | 事業  | 担当課            |
|------|---|----------------|
| 98   | <b>性教育サポート事業</b><br>人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全中学校の3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を実施する。   | 学校健康課          |
| 99   | <b>エイズ予防啓発普及活動の実施</b><br>エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。 | 保健予防課          |
| 100  | <b>性といのちの健康教育の実施</b><br>思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、中学生を対象とした保健師等による「性といのちの健康教育（出前講座）」等を実施する。  | 子ども家庭課         |
| 101  | <b>男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施（再掲）</b><br>子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、ジェンダー平等の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象とした研修会を実施する。   | 男女共同参画課<br>保育課 |

施策19 性差に応じた生涯にわたる健康支援

| 事業番号 | 事業  | 担当課     |
|------|---|---------|
| 102  | <b>性差に応じた健康についての理解促進</b><br>リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点を持ち、男女がともに身体的特性について正しい情報を得ることにより、自身のみならず、互いの心身の変化を理解することで、生涯を通じて健康を享受できるよう、健康講座や周知啓発を実施する。 | 男女共同参画課 |

|     |   |        |
|-----|---|--------|
| 103 | <p><b>がん検診の実施</b></p> <p>健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。</p>                                       | 健康増進課  |
| 104 | <p><b>女性の健康力アップ事業</b></p> <p>女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。</p>             | 健康増進課  |
| 105 | <p><b>妊産婦健康診査の実施</b></p> <p>女性が職場復帰や再就職する上でも影響が大きい産後うつを防止するため、妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。</p>   | 子ども家庭課 |
| 106 | <p><b>不妊に悩む人への支援</b></p> <p>子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。</p>                                    | 子ども家庭課 |
| 107 | <p><b>こころの健康づくり対策</b></p> <p>こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。</p> | 保健予防課  |
| 108 | <p><b>産後ケア事業等の実施</b></p> <p>出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。</p>                                 | 子ども家庭課 |



## 第6章 計画の推進

### 1 市民、事業者、関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組みます。

### 2 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」は、本市の男女共同参画の推進拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し各種事業を行います。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座や講演会及び研修会を開催します。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に応じ、指導を行います。
- (3) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者又は民間団体の交流を促進します。
- (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供、学習活動支援等を充実します。

#### ☆愛称「アコール」について

- ・市民により親しまれるセンターを目指し、愛称募集を行い、決定しました。  
(平成29年10月25日公表)
- ・フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。

### 3 推進体制

#### (1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会

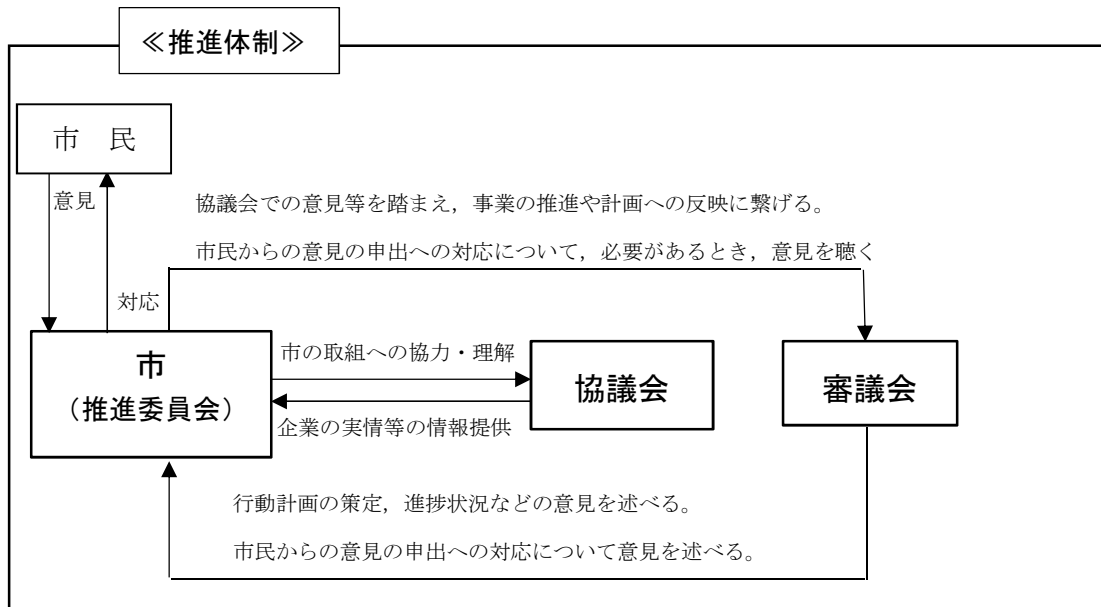
庁内関係部署で構成する「男女共同参画推進委員会」において、行動計画の策定、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。

#### (2) 宇都宮市男女共同参画審議会

学識経験者や関係機関、公募の市民などで構成する「宇都宮市男女共同参画審議会」において、行動計画の策定、進捗状況などの男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を聴取します。

(3) みやシャイン女性活躍推進協議会

行政と関係機関・団体等で構成する「みやシャイン女性活躍推進協議会」において、本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



4 計画の進行管理

「宇都宮市男女共同参画推進条例」の第15条に基づき、毎年、行動計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。年次報告書について、宇都宮市男女共同参画審議会をはじめ、市民の皆さんから意見を聴取し、次の施策に活かします。

5 調査・研究

男女共同参画を効果的に推進するためには、男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、国際社会や国・県の動向などに留意しながら、新たな施策に取り組む必要があることから、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。